

令和4年2月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち扇風機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うちリチウム電池内蔵充電器1件、電気式浴室換気乾燥暖房機1件、
空気清浄機1件、脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）が製造した長期使用の扇風機についての注意喚起（管理番号：A202200903）

①事故事象について

富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社（法人番号：9020001071492））が製造した扇風機を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（45年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損したりしている。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回らないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

富士電機株式会社は、2007年（平成19年）9月12日から「富士電機製造」製扇風機をご利用のお客様へお知らせとお願い」としてウェブサイトにて注意事項を掲載し、富士電機製造株式会社（当時）製の扇風機（「富士電機」又は「Fuji Electric」の文字が製品ブランド又は銘板に含まれているもの）につきましては、型式・型名を問わず使用を中止するよう呼び掛けています。

【問合せ先】

富士電機株式会社 広報 IR 部 広報課

電話 番号：0120(12)6504

※携帯電話、PHS からも利用可。一部の IP 電話からは利用不可。

受付 時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

同時間帯以外でお急ぎの方

電話 番号：0120(24)9277

ウェブサイト：https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO 新日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00 (土日祝日・事業者休日を除く。) ※ 同社では、販売年から40年以上経過する扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。 <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178 (固定電話) 0570-550-449 (携帯電話) 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00 (年末年始を除く。)
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33 (携帯電話、PHS) 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00 (事業者休日を除く。)
National	松下精工株式会社(現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/efan.html 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00 (土日祝日・事業者休日を除く。)
HITACHI	株式会社日立製作所(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口(お客様相談センター) 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111 (携帯電話、PHS) 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00 (年末年始を除く。)
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報 IR 部 広報課 電話番号：0120-12-6504 (携帯電話、PHS 利用可) 受付時間：9:00～17:00 (土日祝日を除く。) 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen-kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:30 (土日祝日・事業者休日を除く。)

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：宮本、佐々木

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200906	令和5年1月28日	令和5年2月3日	石油ストーブ(開放式)	RB-25M	株式会社トヨミ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200903	令和4年11月21日	令和5年2月2日	扇風機	不明	富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から45年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年11月30日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意 平成19年9月12日から使用上の注意の呼び掛けを実施 (特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200899	令和5年1月12日	令和5年2月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200900	令和5年1月19日	令和5年2月2日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200901	令和5年1月13日	令和5年2月2日	空気清浄機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200902	令和4年12月28日	令和5年2月2日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月23日
A202200904	令和5年1月5日	令和5年2月3日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	事業所で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200905	令和5年1月17日	令和5年2月3日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし